

東京都公報

発行 東京都

目次

7

告示

○東京都宝くじの発売（九件）……………

（財務局主計部公債課）…一

雑報

○全国自治宝くじの発売（三十一件）……………

（全国自治宝くじ事務協議会）…五

告示

●東京都告示第百五十七号

当せん金付証券を次のとおり発売する。

令和五年二月二十七日

東京都知事 小 池 百合子

- 一 名称 第二千五百五十八回東京都宝くじ
- 二 受託銀行等の名称 株式会社みずほ銀行
及び所在地 千代田区大手町一丁目五番五号
- 三 発売の数及び総額 二百万枚 二億円
- 四 証券金額 一枚百円
- 五 証券型式 開封式
- 六 発売期間 令和五年四月一日から同月十八日まで

七 抽せん期日

令和五年四月二十一日

八 当せん金支払開始期日

令和五年四月二十六日

九 当せん金の額及び当せんの数

等級	当せん金	当せん本数
一等	千五百万円	一本
一等の前後賞	二百五十万円	二本
一等の組違い賞	十万円	十九本
二等	三十万円	二十本
三等	三万円	二百本
四等	五千元	二千本
五等	千円	二万本
六等	百円	二十万本
計		二十二万二千二百四十二本

十 注意事項

- (一) 発売者若しくは受託銀行等から直接に購入した者若しくは当該購入者から贈与を受けた者又はこれらの者の相続人その他の一般承継人以外の者は、当せん金を受領することができない。
- (二) 証券は、転売できない。

●東京都告示第百五十八号

当せん金付証券を次のとおり発売する。

令和五年二月二十七日

東京都知事 小 池 百合子

- 一 名称 第二千五百五十九回東京都宝くじ
- 二 受託銀行等の名称 株式会社みずほ銀行
及び所在地 千代田区大手町一丁目五番五号

三 発売の数及び総額

百五十万枚 三億円

四 証券金額

一枚二百円

五 証券型式

被封式（被封された特定部分を削り取ることににより、一等から五等までの当せんが判明する方法）

六 発売期間

令和五年四月一日から同年五月三十日まで

七 当せん金支払開始期日

令和五年四月一日

八 当せん金の額及び当せんの数

等級	当せん金	当せん本数
一等	百万円	九本
二等	五万円	二百七十本
三等	一万円	千五百本
四等	千円	一万五千本
五等	二百円	四十五万本
計		四十六万六千七百七十九本

九 注意事項

- (一) 発売者若しくは受託銀行等から直接に購入した者若しくは当該購入者から贈与を受けた者又はこれらの者の相続人その他の一般承継人以外の者は、当せん金を受領することができない。
- (二) 証券は、転売できない。

●東京都告示第百五十九号

当せん金付証券を次のとおり発売する。

令和五年二月二十七日

東京都知事 小 池 百合子

- 一 名称 第二千五百六十回東京都宝くじ

二	受託銀行等の名称及び所在地	株式会社みずほ銀行 千代田区大手町一丁目五番五号
三	発売の数及び総額	百万枚 二億円
四	証券金額	一枚二百円
五	証券型式	被封式(被封された特定部分を削り取るにより、一等から五等までの当せんが判明する方法)
六	発売期間	令和五年四月五日から同年五月一日まで
七	当せん金支払開始期日	令和五年四月五日
八	当せん金の額及び当せんの数	当せん金 当せん本数 一等 二百万円 四本 二等 五万円 百本 三等 一万円 千二百本 四等 千円 一万本 五等 二百円 三十万本 計 三十一万一千三百四本
九	注意事項	(一) 発売者若しくは受託銀行等から直接に購入した者若しくは当該購入者から贈与を受けた者又はこれらの者の相続人その他の一般承継人以外の者は、当せん金を受領することができない。 (二) 証券は、転売できない。

●東京都告示第百六十号
当せん金付証券を次のとおり発売する。
令和五年二月二十七日

一	名称	東京都知事 小 池 百合子
二	受託銀行等の名称及び所在地	株式会社みずほ銀行 千代田区大手町一丁目五番五号
三	発売の数及び総額	二百五十万枚 二億五千万円
四	証券金額	一枚百円
五	証券型式	開封式
六	発売期間	令和五年四月十九日から同年五月九日まで
七	抽せん期日	令和五年五月十二日
八	当せん金支払開始期日	令和五年五月十七日
九	当せん金の額及び当せんの数	当せん金 当せん本数 一等 千万円 一本 一等の前後賞 二百五十万円 二本 一等の組違い賞 十万円 二十四本 二等 三十万円 五十本 三等 三万円 二百五十本 四等 五千元 二千五百本 五等 千円 二万五千本 六等 百円 二十五万本 計 二十七万七千八百二十七本
十	注意事項	(一) 発売者若しくは受託銀行等から直接に購入した者若しくは当該購入者から贈与を受けた者又はこれらの者の相続人その他の一般承継人以外の者は、当せん金を受領することができない。 (二) 証券は、転売できない。

●東京都告示第百六十一号 当せん金付証券を次のとおり発売する。 令和五年二月二十七日		
一	名称	東京都知事 小 池 百合子
二	受託銀行等の名称及び所在地	株式会社みずほ銀行 千代田区大手町一丁目五番五号
三	発売の数及び総額	二百万枚 二億円
四	証券金額	一枚百円
五	証券型式	開封式
六	発売期間	令和五年五月三十一日から同年六月二十日まで
七	抽せん期日	令和五年六月二十三日
八	当せん金支払開始期日	令和五年六月二十八日
九	当せん金の額及び当せんの数	当せん金 当せん本数 一等 千万円 一本 一等の前後賞 二百五十万円 二本 一等の組違い賞 十万円 十九本 二等 三十万円 二十本 三等 三万円 四百本 四等 五千元 二千本 五等 千円 二万本 六等 百円 二十万本 計 二十二万二千四百四十二本
十	注意事項	(一) 発売者若しくは受託銀行等から直接に購入した者若しくは当該購入者から贈与を受けた者又はこれらの者の相続人その他の一般承継人以外の者は、当せん金を受領することができない。 (二) 証券は、転売できない。

しくは当該購入者から贈与を受けた者又はこれらの者の相続人その他の一般承継人以外の者は、当せん金を受領することができない。

(二) 証票は、転売できない。

●東京都告示第百六十二号

当せん金付証票を次のとおり発売する。

令和五年二月二十七日

東京都知事 小 池 百合子

- 一 名称 第二千五百六十三回東京都宝くじ
 - 二 受託銀行等の名称 株式会社みずほ銀行
及び所在地 千代田区大手町一丁目五番五号
 - 三 発売の数及び総額 二百五十万枚 五億円
 - 四 証票金額 一枚二百円
 - 五 証票型式 開封式
 - 六 発売期間 令和五年六月三日から同月二十日
まで
 - 七 抽せん期日 令和五年六月二十三日
 - 八 当せん金支払開始 令和五年六月二十八日
期日
 - 九 当せん金の額及び当せん数の等級
- | | | |
|----|------|-------|
| 等級 | 当せん金 | 当せん本数 |
| 一等 | 三千万円 | 一本 |
| 二等 | 一千万円 | 二本 |
| 三等 | 一百万円 | 二十万本 |
| 四等 | 一千万円 | 二千五百本 |
| 五等 | 二百万円 | 二万五千本 |

幸運のクーちゃん賞 三万円 七百五十本

計 二十七万八千三百二本

十一 注意事項

(一) 発売者若しくは受託銀行等から直接に購入した者若しくは当該購入者から贈与を受けた者又はこれらの者の相続人その他の一般承継人以外の者は、当せん金を受領することができない。

(二) 証票は、転売できない。

●東京都告示第百六十三号

当せん金付証票を次のとおり発売する。

令和五年二月二十七日

東京都知事 小 池 百合子

- 一 名称 第二千五百六十四回東京都宝くじ
 - 二 受託銀行等の名称 株式会社みずほ銀行
及び所在地 千代田区大手町一丁目五番五号
 - 三 発売の数及び総額 百万枚 二億円
 - 四 証票金額 一枚二百円
 - 五 証票型式 被封式(被封された特定部分を削り取ることにより、一等から五等までの当せんが判明する方法)
 - 六 発売期間 令和五年六月十四日から同年七月
十一日まで
 - 七 当せん金支払開始 令和五年六月十四日
期日
 - 八 当せん金の額及び当せん数の等級
 - 九 当せん金の額及び当せん数の等級
- | | | |
|----|------|-------|
| 等級 | 当せん金 | 当せん本数 |
| 一等 | 三百万円 | 二本 |
| 二等 | 五万円 | 四百十本 |

三等 一万円 千二百本

四等 千円 一万本

五等 二百円 三十万本

計

三十一万一千三百四十二本

九 注意事項

(一) 発売者若しくは受託銀行等から直接に購入した者若しくは当該購入者から贈与を受けた者又はこれらの者の相続人その他の一般承継人以外の者は、当せん金を受領することができない。

(二) 証票は、転売できない。

●東京都告示第百六十四号

当せん金付証票を次のとおり発売する。

令和五年二月二十七日

東京都知事 小 池 百合子

- 一 名称 第二千五百六十五回東京都宝くじ
 - 二 受託銀行等の名称 株式会社みずほ銀行
及び所在地 千代田区大手町一丁目五番五号
 - 三 発売の数及び総額 百五十万枚 三億円
 - 四 証票金額 一枚二百円
 - 五 証票型式 開封式
 - 六 発売期間 令和五年六月二十一日から同年七
月三日まで
 - 七 抽せん期日 令和五年七月七日
 - 八 当せん金支払開始 令和五年七月十二日
期日
 - 九 当せん金の額及び当せん数の等級
- | | | |
|----|------|-------|
| 等級 | 当せん金 | 当せん本数 |
| 一等 | 二千万円 | 一本 |

一等の前後賞 五百万円 二本

一等の組違い賞 十万円 十四本

二等 百万円 十五本

三等 一万円 千五百本

四等 二千元 一万五千本

五等 二百円 十五万本

女神の微笑み賞 二万円 六百本

計 十六万七千百三十二本

十 注意事項

(一) 発売者若しくは受託銀行等から直接に購入した者若しくは当該購入者から贈与を受けた者又はこれらの者の相続人その他の一般承継人以外の者は、当せん金を受領することができない。

(二) 証票は、転売できない。

●東京都告示第百六十五号

当せん金付証票を次のとおり発売する。

令和五年二月二十七日

東京都知事 小 池 百合子

一 名称 第二千五百六十六回東京都宝くじ

二 受託銀行等の名称 株式会社みずほ銀行

及び所在地 千代田区大手町一丁目五番五号

三 発売の数及び総額 百五十万枚 一億五千万円

四 証票金額 一枚百円

五 証票型式 開封式

六 発売期間 令和五年六月二十一日から同年七月三日まで

七 抽せん期日 令和五年七月七日

八 当せん金支払開始 令和五年七月十二日

期日

九 当せん金の額及び当せんの数

等級 当せん金 当せん本数

一等 千五百万円 一本

一等の前後賞 二百五十万円 二本

一等の組違い賞 十万円 十四本

二等 三十万円 十五本

三等 一万円 百五十本

四等 五千円 千五百本

五等 千円 一万五千本

六等 百円 十五万本

計 十六万六千六百八十二本

十 注意事項

(一) 発売者若しくは受託銀行等から直接に購入した者若しくは当該購入者から贈与を受けた者又はこれらの者の相続人その他の一般承継人以外の者は、当せん金を受領することができない。

(二) 証票は、転売できない。

雑 報

全国自治宝くじ事務協議会告示第五百三号
当せん金付証券を次のとおり発売する。
令和五年二月二十七日

全国道府県知事及び二十指定都市長の名において
全国自治宝くじ事務協議会

会長 東京都知事 小池 百合子

一	名称	第九百五十七回全国自治宝くじ
二	受託銀行等の名称及び所在地	株式会社みずほ銀行 千代田区大手町一丁目五番五号
三	発売の数及び総額	五百万枚 十億円
四	証券金額	一枚二百円
五	証券型式	被封式(被封された指定部分を削り取るにより、 一等から五等までの当せんが判明する方法)
六	発売期間	令和五年四月一日から同月十八日まで
七	当せん金支払開始期日	令和五年四月一日
八	当せん金の額及び当せんの数	当せん金 当せん本数
九	等級	一等 五十万円 十本 二等 五万円 百本 三等 一万円 千五百本 四等 千円 十五万本 五等 二百円 百五十万本
計		百六十五万一千六百十本

- 九 注意事項
- (一) 発売者若しくは受託銀行等から直接に購入した者若しくは当該購入者から贈与を受けた者又はこれらの者の相続人その他の一般承継人以外の者は、当せん金を受領することができない。
- (二) 証券は、転売できない。

全国自治宝くじ事務協議会告示第五百四号
当せん金付証券を次のとおり発売する。
令和五年二月二十七日

全国道府県知事及び二十指定都市長の名において
全国自治宝くじ事務協議会

会長 東京都知事 小池 百合子

一	名称	第九百五十八回全国自治宝くじ
二	受託銀行等の名称及び所在地	株式会社みずほ銀行 千代田区大手町一丁目五番五号
三	発売の数及び総額	六百万枚 十二億円
四	証券金額	一枚二百円
五	証券型式	被封式(被封された指定部分を削り取るにより、 一等から五等までの当せんが判明する方法)
六	発売期間	令和五年四月一日から同月二十五日まで
七	当せん金支払開始期日	令和五年四月一日
八	当せん金の額及び当せんの数	当せん金 当せん本数
九	等級	一等 五十万円 十二本 二等 十万円 百八十本 三等 一万円 千二百本 四等 千円 十二万本 五等 二百円 百八十万本
計		百九十二万一千三百九十二本

- 九 注意事項
- (一) 発売者若しくは受託銀行等から直接に購入した者若しくは当該購入者から贈与を受けた者又はこれらの者の相続人その他の一般承継人以外の者は、当せん金を受領することができない。
- (二) 証券は、転売できない。

全国自治宝くじ事務協議会告示第五百五号
 当せん金付証券を次のとおり発売する。
 令和五年二月二十七日

全国都道府県知事及び二十指定都市長の名において
 全国自治宝くじ事務協議会
 会長 東京都知事 小池 百合子

一 名称	第九百五十九回全国自治宝くじ
二 受託銀行等の名称及び所在地	株式会社みずほ銀行 千代田区大手町一丁目五番五号
三 発売の数及び総額	三百五十万枚 十億五千万円
四 証券金額	一枚三百円
五 証券型式	被封式(被封された指定部分を削り取るにより、 一等から六等までの当せんが判明する方法)
六 発売期間	令和五年四月一日から同年五月日まで
七 当せん金支払開始期日	令和五年四月一日
八 当せん金の額及び当せんの数	当せん本数
等 級	当せん金
一等	千五百万円 七本
二等	五十万円 二十八本
三等	十万円 七十本
四等	一万円 七百本
五等	千円 十四万本
六等	三百円 七十万本
計	八十四万八千五百本

九 注意事項
 (一) 発売者若しくは受託銀行等から直接に購入した者若しくは当該購入者から贈与を受けた者又はこれらの者の相続人その他の一般承継人以外の者は、当せん金を受領することができない。
 (二) 証券は、転売できない。

全国自治宝くじ事務協議会告示第五百六号
 当せん金付証券を次のとおり発売する。
 令和五年二月二十七日

全国都道府県知事及び二十指定都市長の名において
 全国自治宝くじ事務協議会
 会長 東京都知事 小池 百合子

一 名称	第九百六十回全国自治宝くじ
二 受託銀行等の名称及び所在地	株式会社みずほ銀行 千代田区大手町一丁目五番五号
三 発売の数及び総額	二十万枚 四十億円 (二十億円を一単位(一ユニット)として二単位(二ユニット)。)
四 証券金額	一枚二百円
五 証券型式	開封式
六 発売期間	令和五年四月十二日から同年五月一日まで
七 抽せん期日	令和五年五月九日
八 当せん金支払開始期日	令和五年五月十五日
九 当せん金の額及び当せんの数	当せん本数
等 級	当せん金
一等	六千万円 一本
一等の前後賞	二千万円 二本
一等の組違い賞	十万円 九十九本
二等	百万円 百本
三等	五万円 三千本
四等	一万円 一万本
五等	二千元 十万本
六等	二百円 百万本
特別賞	二万円 五千本
計	百一十一万八千二百二本

十 備考
 当せん本数は、発売額二十億円に対するものである。
 十一 注意事項
 (一) 発売者若しくは受託銀行等から直接に購入した者若しくは当該購入者から贈与を受けた者又はこれらの者の相続人その他の一般承継人以外の者は、当せん金を受領することができない。
 (二) 証券は、転売できない。

全国自治宝くじ事務協議会告示第五百七号
当せん金付証券を次のとおり発売する。
令和五年二月二十七日

全国道府県知事及び二十指定都市長の名において
全国自治宝くじ事務協議会
会長 東京都知事 小池 百合子

一	名称	第九百六十一回全国自治宝くじ
二	発託銀行等の名称及び所在地	株式会社みずほ銀行 千代田区大手町一丁目五番五号
三	発売の数及び総額	七百万枚 十四億円
四	証券金額	一枚二百円
五	証券型式	一枚二百円
六	発売期間	被封印(被封印された指定部分を削り取るにより、 一等から九等までの当せんが判明する方法) 令和五年四月十九日から同年五月九日まで
七	当せん金支払開始期日	令和五年四月十九日
八	当せん金の額及び当せんの数	当せん金の数 当せん本数
等	級	当せん金
一	等	三百万円 二十一本
二	等	三十万円 四百十本
三	等	十万円 二百八十本
四	等	五万円 四百二十本
五	等	二万円 一万四千本
六	等	一万円 三万五千本
七	等	五百円 三十一万本
八	等	三百円 三十五万本
九	等	二百円 百十九万本
計		百七十九万九千八百六十一本

九 注意事項

(一) 発売者若しくは受託銀行等から直接に購入した者若しくは当該購入者から贈与を受けた者又はこれらの者の相続人その他の一般承継人以外の者は、当せん金を受領することができない。

(二) 証券は、転売できない。

全国自治宝くじ事務協議会告示第五百八号
当せん金付証券を次のとおり発売する。
令和五年二月二十七日

全国道府県知事及び二十指定都市長の名において
全国自治宝くじ事務協議会
会長 東京都知事 小池 百合子

一	名称	第九百六十四回全国自治宝くじ
二	発託銀行等の名称及び所在地	株式会社みずほ銀行 千代田区大手町一丁目五番五号
三	発売の数及び総額	十萬枚 十億円
四	証券金額	一枚百円
五	証券型式	一枚百円
六	発売期間	開封式 令和五年五月十日から同月三十日まで
七	抽せん期日	令和五年六月二日
八	当せん金支払開始期日	令和五年六月七日
九	当せん金の額及び当せんの数	当せん金の数 当せん本数
等	級	当せん金
一	等	千五百万円 三本
一	等の前後賞	二百五十万円 六本
一	等の組違い賞	十万円 二百九十七本
二	等	三十万円 二百本
三	等	三万円 千本
四	等	五千元 一万本
五	等	千円 十万本
六	等	百円 百万本
計		百一十一万一千五百六本

十 注意事項

(一) 発売者若しくは受託銀行等から直接に購入した者若しくは当該購入者から贈与を受けた者又はこれらの者の相続人その他の一般承継人以外の者は、当せん金を受領することができない。

(二) 証券は、転売できない。

全国自治宝くじ事務協議会告示第五百九号
 当せん金付証券を次のとおり発売する。
 令和五年二月二十七日

全国都道府県知事及び二十指定都市長の名において
 全国自治宝くじ事務協議会
 会長 東京都知事 小池 百合子

- 一 名称 第九百六十五回全国自治宝くじ
- 二 受託銀行等の名称及び所在地 株式会社みずほ銀行 千代田区大手町一丁目五番五号
- 三 発売の数及び総額 千二百万枚 二十四億円
- 四 証券金額 一枚二百円
- 五 証券型式 被封式(被封された指定部分を削り取るにより、
一等から五等までの当せんが判明する方法)
- 六 発売期間 令和五年五月十日から同年六月二十七日まで
- 七 当せん金支払開始期日 令和五年五月十日
- 八 当せん金の額及び当せんの数

当せん金	当せん本数
一等	五百万円 十二本
二等	十万円 千二百本
三等	一万円 一万四千四百本
四等	千円 九万六千本
五等	二百円 三百六十万本

計 三百七十一万一千六百十二本

九 注意事項

- (一) 発売者若しくは受託銀行等から直接に購入した者若しくは当該購入者から贈与を受けた者又はこれらの者の相続人その他の一般承継人以外の者は、当せん金を受領することができない。
- (二) 証券は、転売できない。

全国自治宝くじ事務協議会告示第五百十号
 当せん金付証券を次のとおり発売する。
 令和五年二月二十七日

全国都道府県知事及び二十指定都市長の名において
 全国自治宝くじ事務協議会
 会長 東京都知事 小池 百合子

- 一 名称 第九百六十六回全国自治宝くじ
- 二 受託銀行等の名称及び所在地 株式会社みずほ銀行 千代田区大手町一丁目五番五号
- 三 発売の数及び総額 二千万枚 四十億円
- 四 証券金額 一枚二百円
- 五 証券型式 被封式(被封された指定部分を削り取るにより、
一等から五等までの当せんが判明する方法)
- 六 発売期間 令和五年五月三十一日から同年九月五日まで
- 七 当せん金支払開始期日 令和五年五月三十一日
- 八 当せん金の額及び当せんの数

当せん金	当せん本数
一等	百万円 百本
二等	五万円 四千本
三等	一万円 二万本
四等	千円 二十万本
五等	二百円 六百万本

計 六百二十二万四千百本

九 注意事項

- (一) 発売者若しくは受託銀行等から直接に購入した者若しくは当該購入者から贈与を受けた者又はこれらの者の相続人その他の一般承継人以外の者は、当せん金を受領することができない。
- (二) 証券は、転売できない。

全国自治宝くじ事務協議会告示第五百十一号
当せん金付証券を次のとおり発売する。
令和五年二月二十七日

全国都道府県知事及び二十指定都市長の名において

全国自治宝くじ事務協議会

会長 東京都知事 小池 百合子

第九百六十七回全国自治宝くじ

株式会社みずほ銀行 千代田区大手町一丁目五番五号

四 証券金額 四億円

三 発売の枚数及び総額 四百万枚

二 受託銀行等の名称及び所在地 株式会社みずほ銀行

一 名称 第九百六十七回全国自治宝くじ

五 証券型式 一枚百円

六 発売期間 被封印された指定部分を削り取るにより、
一等から三等までの当せんが判明する方法)
令和五年六月三日から同月二十七日まで

七 当せん金支払開始期日 令和五年六月三日

八 当せん金の額及び当せんの数 当せん金 二百本

一等 五百万円

二等 五百万円

三等 四万四千本

計 百六十四万四千二百本

九 注意事項

(一) 発売者若しくは受託銀行等から直接に購入した者若しくは当該購入者から贈与を受けた者又はこれらの者の相続人その他の一般承継人以外の者は、当せん金を受領することができない。

(二) 証券は、転売できない。

全国自治宝くじ事務協議会告示第五百十二号
当せん金付証券を次のとおり発売する。
令和五年二月二十七日

全国都道府県知事及び二十指定都市長の名において

全国自治宝くじ事務協議会

会長 東京都知事 小池 百合子

第九百六十八回全国自治宝くじ

株式会社みずほ銀行 千代田区大手町一丁目五番五号

四 証券金額 十八億円

三 発売の枚数及び総額 九百万枚

二 受託銀行等の名称及び所在地 株式会社みずほ銀行

一 名称 第九百六十八回全国自治宝くじ

五 証券型式 一枚二百円

六 発売期間 被封印された指定部分を削り取るにより、
一等から五等までの当せんが判明する方法)
令和五年六月三日から同年七月三日まで

七 当せん金支払開始期日 令和五年六月三日

八 当せん金の額及び当せんの数 当せん金 百三十五本

一等 五十万円

二等 五万円

三等 四万五千本

四等 二万二千五百本

五等 十八万本

計 百十万六千六百八十五本

九 注意事項

(一) 発売者若しくは受託銀行等から直接に購入した者若しくは当該購入者から贈与を受けた者又はこれらの者の相続人その他の一般承継人以外の者は、当せん金を受領することができない。

(二) 証券は、転売できない。

全国自治宝くじ事務協議会告示第五百十三号
当せん金付証券を次のとおり発売する。
令和五年二月二十七日

全国都道府県知事及び二十指定都市長の名において
全国自治宝くじ事務協議会
会長 東京都知事 小池 百合子

- 一 名称 第九百六十九回全国自治宝くじ
 - 二 受託銀行等の名称及び所在地 株式会社みずほ銀行 千代田区大手町一丁目五番五号
 - 三 発売の口数及び総額 三百万枚 十五億円
 - 四 証券金額 一枚五百円
 - 五 証券型式 被封式(被封された指定部分を削り取るにより、一等から五等までの当せんが判明する方法)
 - 六 発売期間 令和五年六月七日から同年七月三日まで
 - 七 当せん金支払開始期日 令和五年六月七日
 - 八 当せん金の額及び当せんの数
- | | | |
|-----|------|-------|
| 等 級 | 当せん金 | 当せん本数 |
| 一等 | 五千万円 | 三本 |
| 二等 | 百万円 | 百九十五本 |
| 三等 | 一万円 | 三百本 |
| 四等 | 千円 | 四万二千本 |
| 五等 | 五百円 | 六十万本 |

計 六十四万二千四百九十八本

九 注意事項

- (一) 発売者若しくは受託銀行等から直接に購入した者若しくは当該購入者から贈与を受けた者又はこれらの者の相続人その他の一般承継人以外の者は、当せん金を受領することができない。
- (二) 証券は、転売できない。

全国自治宝くじ事務協議会告示第五百十四号
当せん金付証券を次のとおり発売する。
令和五年二月二十七日

全国都道府県知事及び二十指定都市長の名において
全国自治宝くじ事務協議会
会長 東京都知事 小池 百合子

- 一 名称 別表のとおり
 - 二 受託銀行等の名称及び所在地 株式会社みずほ銀行 千代田区大手町一丁目五番五号
 - 三 発売の口数及び総額 別表のとおり
 - 四 証券金額 単価一口二百円
 - 五 証券型式 数字選択式
 - 六 発売期間 別表のとおり
 - 七 抽せん期日 別表のとおり
 - 八 当せん証券の種類、当せん金の額及び当せんの数
- (一) 当せん証券の種類
 - ア 当せん証券の種類は、申込みのタイプごとに次のとおりとする。
 - イ ボックス 申込み数字と抽せん数字が桁ごとの数字は一致し、並びの順序は問わないもの
 - ウ セット 「ストリート」と「ボックス」の両方のタイプに同時に二分の一ずつ申し込むもの
 - エ ミニ 下二桁の数字を申し込み、抽せん数字がその各数字、並びの順序とも一致するもの
 - (二) 当せん金の金額 発売総額の四十五パーセント相当額を、当せん証券の種類ごとに算定された当せん確率に応じて、公平となるよう当せん者間で按分した金額。ただし、一当せん金の最高額は二千万円を上限とする。また、当せん金額は百円単位とし、これに満たない端数は切り捨てるものとする。
 - (三) 当せんの数 当せん証券の発売口数に同じ。

九 注意事項

- (一) 発売者若しくは受託銀行等から直接に購入した者若しくは当該購入者から贈与を受けた者又はこれらの者の相続人その他の一般承継人以外の者は、当せん金を受領することができない。
- (二) 証券は、転売できない。

別表

(トンバーズ3)

名称	発売総額及び口数	発売期間	抽せん期日	当せん金の支払開始期日
第 6189 回 数字選択式全国自治室<トンバーズ3>	第6189回～第6384回の各回ごと	令和5年4月1日から令和5年4月14日まで	各回の発売期間の最終日	令和5年4月15日
第 6190 回 数字選択式全国自治室<トンバーズ3>	92,000,000円 460,000口	令和5年4月4日から令和5年4月17日まで	日	令和5年4月18日
第 6191 回 数字選択式全国自治室<トンバーズ3>	第6385回～第6445回の各回ごと	令和5年4月18日まで		令和5年4月19日
第 6192 回 数字選択式全国自治室<トンバーズ3>	94,000,000円 470,000口	令和5年4月6日から令和5年4月19日まで		令和5年4月20日
第 6193 回 数字選択式全国自治室<トンバーズ3>	第6446回 90,000,000円	令和5年4月7日から令和5年4月20日まで		令和5年4月21日
第 6194 回 数字選択式全国自治室<トンバーズ3>	450,000口	令和5年4月8日から令和5年4月21日まで		令和5年4月22日
第 6195 回 数字選択式全国自治室<トンバーズ3>	(ただし、発売状況により増減する場合があります。)	令和5年4月11日から令和5年4月24日まで		令和5年4月25日
第 6196 回 数字選択式全国自治室<トンバーズ3>		令和5年4月12日から令和5年4月25日まで		令和5年4月26日
第 6197 回 数字選択式全国自治室<トンバーズ3>		令和5年4月13日から令和5年4月26日まで		令和5年4月27日
第 6198 回 数字選択式全国自治室<トンバーズ3>		令和5年4月14日から令和5年4月27日まで		令和5年4月28日
第 6199 回 数字選択式全国自治室<トンバーズ3>		令和5年4月15日から令和5年4月28日まで		令和5年4月29日
第 6200 回 数字選択式全国自治室<トンバーズ3>		令和5年4月18日まで		令和5年5月2日
第 6201 回 数字選択式全国自治室<トンバーズ3>		令和5年4月19日から令和5年5月2日まで		令和5年5月3日
第 6202 回 数字選択式全国自治室<トンバーズ3>		令和5年4月20日から令和5年5月3日まで		令和5年5月4日
第 6203 回 数字選択式全国自治室<トンバーズ3>		令和5年4月21日から令和5年5月4日まで		令和5年5月5日
第 6204 回 数字選択式全国自治室<トンバーズ3>		令和5年4月22日から令和5年5月5日まで		令和5年5月6日
第 6205 回 数字選択式全国自治室<トンバーズ3>		令和5年4月25日から令和5年5月8日まで		令和5年5月9日
第 6206 回 数字選択式全国自治室<トンバーズ3>		令和5年4月26日から令和5年5月9日まで		令和5年5月10日
第 6207 回 数字選択式全国自治室<トンバーズ3>		令和5年4月27日から令和5年5月10日まで		令和5年5月11日
第 6208 回 数字選択式全国自治室<トンバーズ3>		令和5年4月28日から令和5年5月11日まで		令和5年5月12日
第 6209 回 数字選択式全国自治室<トンバーズ3>		令和5年4月29日から令和5年5月12日まで		令和5年5月13日
第 6210 回 数字選択式全国自治室<トンバーズ3>		令和5年5月2日から令和5年5月15日まで		令和5年5月16日
第 6211 回 数字選択式全国自治室<トンバーズ3>		令和5年5月3日から令和5年5月16日まで		令和5年5月17日
第 6212 回 数字選択式全国自治室<トンバーズ3>		令和5年5月4日から令和5年5月17日まで		令和5年5月18日
第 6213 回 数字選択式全国自治室<トンバーズ3>		令和5年5月5日から令和5年5月18日まで		令和5年5月19日

別表

(トンバーズ3)

名称	発売総額及び口数	発売期間	抽せん期日	当せん金の支払開始期日
第 6214 回 数字選択式全国自治室<トンバーズ3>		令和5年5月6日から令和5年5月19日まで		令和5年5月20日
第 6215 回 数字選択式全国自治室<トンバーズ3>		令和5年5月9日から令和5年5月22日まで		令和5年5月23日
第 6216 回 数字選択式全国自治室<トンバーズ3>		令和5年5月10日から令和5年5月23日まで		令和5年5月24日
第 6217 回 数字選択式全国自治室<トンバーズ3>		令和5年5月11日から令和5年5月24日まで		令和5年5月25日
第 6218 回 数字選択式全国自治室<トンバーズ3>		令和5年5月12日から令和5年5月25日まで		令和5年5月26日
第 6219 回 数字選択式全国自治室<トンバーズ3>		令和5年5月13日から令和5年5月26日まで		令和5年5月27日
第 6220 回 数字選択式全国自治室<トンバーズ3>		令和5年5月16日から令和5年5月29日まで		令和5年5月30日
第 6221 回 数字選択式全国自治室<トンバーズ3>		令和5年5月17日から令和5年5月30日まで		令和5年5月31日
第 6222 回 数字選択式全国自治室<トンバーズ3>		令和5年5月18日から令和5年5月31日まで		令和5年6月1日
第 6223 回 数字選択式全国自治室<トンバーズ3>		令和5年5月19日から令和5年5月31日まで		令和5年6月2日
第 6224 回 数字選択式全国自治室<トンバーズ3>		令和5年5月20日から令和5年6月1日まで		令和5年6月3日
第 6225 回 数字選択式全国自治室<トンバーズ3>		令和5年5月23日から令和5年6月6日まで		令和5年6月6日
第 6226 回 数字選択式全国自治室<トンバーズ3>		令和5年5月24日から令和5年6月7日まで		令和5年6月7日
第 6227 回 数字選択式全国自治室<トンバーズ3>		令和5年5月25日から令和5年6月8日まで		令和5年6月8日
第 6228 回 数字選択式全国自治室<トンバーズ3>		令和5年5月26日から令和5年6月9日まで		令和5年6月9日
第 6229 回 数字選択式全国自治室<トンバーズ3>		令和5年5月27日から令和5年6月10日まで		令和5年6月10日
第 6230 回 数字選択式全国自治室<トンバーズ3>		令和5年5月30日から令和5年6月13日まで		令和5年6月13日
第 6231 回 数字選択式全国自治室<トンバーズ3>		令和5年5月31日から令和5年6月14日まで		令和5年6月14日
第 6232 回 数字選択式全国自治室<トンバーズ3>		令和5年6月1日から令和5年6月15日まで		令和5年6月15日
第 6233 回 数字選択式全国自治室<トンバーズ3>		令和5年6月14日から令和5年6月16日まで		令和5年6月16日
第 6234 回 数字選択式全国自治室<トンバーズ3>		令和5年6月15日まで		令和5年6月17日
第 6235 回 数字選択式全国自治室<トンバーズ3>		令和5年6月16日から令和5年6月20日まで		令和5年6月20日
第 6236 回 数字選択式全国自治室<トンバーズ3>		令和5年6月19日から令和5年6月21日まで		令和5年6月21日
第 6237 回 数字選択式全国自治室<トンバーズ3>		令和5年6月20日まで		令和5年6月22日
第 6238 回 数字選択式全国自治室<トンバーズ3>		令和5年6月9日から令和5年6月22日まで		令和5年6月23日

別表

名称	発売総額及び口数	発売期間	抽せん期日	当せん金の支払開始期日
第 6239 回 数字選択式全国自治宝くじナンバーズ3		令和5年6月10日から 令和5年6月23日まで		令和5年6月24日
第 6240 回 数字選択式全国自治宝くじナンバーズ3		令和5年6月13日から 令和5年6月26日まで		令和5年6月27日
第 6241 回 数字選択式全国自治宝くじナンバーズ3		令和5年6月14日から 令和5年6月27日まで		令和5年6月28日
第 6242 回 数字選択式全国自治宝くじナンバーズ3		令和5年6月18日から 令和5年6月28日まで		令和5年6月29日
第 6243 回 数字選択式全国自治宝くじナンバーズ3		令和5年6月16日から 令和5年6月29日まで		令和5年6月30日
第 6244 回 数字選択式全国自治宝くじナンバーズ3		令和5年6月17日から 令和5年6月30日まで		令和5年7月1日
第 6245 回 数字選択式全国自治宝くじナンバーズ3		令和5年6月20日から 令和5年7月3日まで		令和5年7月4日
第 6246 回 数字選択式全国自治宝くじナンバーズ3		令和5年6月21日から 令和5年7月4日まで		令和5年7月5日
第 6247 回 数字選択式全国自治宝くじナンバーズ3		令和5年6月22日から 令和5年7月5日まで		令和5年7月6日
第 6248 回 数字選択式全国自治宝くじナンバーズ3		令和5年6月23日から 令和5年7月6日まで		令和5年7月7日
第 6249 回 数字選択式全国自治宝くじナンバーズ3		令和5年6月24日から 令和5年7月7日まで		令和5年7月8日
第 6250 回 数字選択式全国自治宝くじナンバーズ3		令和5年6月27日から 令和5年7月10日まで		令和5年7月11日
第 6251 回 数字選択式全国自治宝くじナンバーズ3		令和5年6月28日から 令和5年7月11日まで		令和5年7月12日
第 6252 回 数字選択式全国自治宝くじナンバーズ3		令和5年6月29日から 令和5年7月12日まで		令和5年7月13日
第 6253 回 数字選択式全国自治宝くじナンバーズ3		令和5年6月30日から 令和5年7月13日まで		令和5年7月14日
第 6254 回 数字選択式全国自治宝くじナンバーズ3		令和5年7月1日から 令和5年7月14日まで		令和5年7月15日
第 6255 回 数字選択式全国自治宝くじナンバーズ3		令和5年7月4日から 令和5年7月17日まで		令和5年7月18日
第 6256 回 数字選択式全国自治宝くじナンバーズ3		令和5年7月5日から 令和5年7月18日まで		令和5年7月19日
第 6257 回 数字選択式全国自治宝くじナンバーズ3		令和5年7月6日から 令和5年7月19日まで		令和5年7月20日
第 6258 回 数字選択式全国自治宝くじナンバーズ3		令和5年7月7日から 令和5年7月20日まで		令和5年7月21日
第 6259 回 数字選択式全国自治宝くじナンバーズ3		令和5年7月8日から 令和5年7月21日まで		令和5年7月22日
第 6260 回 数字選択式全国自治宝くじナンバーズ3		令和5年7月11日から 令和5年7月24日まで		令和5年7月25日
第 6261 回 数字選択式全国自治宝くじナンバーズ3		令和5年7月12日から 令和5年7月25日まで		令和5年7月26日
第 6262 回 数字選択式全国自治宝くじナンバーズ3		令和5年7月13日から 令和5年7月26日まで		令和5年7月27日
第 6263 回 数字選択式全国自治宝くじナンバーズ3		令和5年7月14日から 令和5年7月27日まで		令和5年7月28日

(ナンバーズ3)

別表

名称	発売総額及び口数	発売期間	抽せん期日	当せん金の支払開始期日
第 6264 回 数字選択式全国自治宝くじナンバーズ3		令和5年7月15日から 令和5年7月28日まで		令和5年7月29日
第 6265 回 数字選択式全国自治宝くじナンバーズ3		令和5年7月18日から 令和5年7月31日まで		令和5年8月1日
第 6266 回 数字選択式全国自治宝くじナンバーズ3		令和5年7月19日から 令和5年8月1日まで		令和5年8月2日
第 6267 回 数字選択式全国自治宝くじナンバーズ3		令和5年7月20日から 令和5年8月2日まで		令和5年8月3日
第 6268 回 数字選択式全国自治宝くじナンバーズ3		令和5年7月21日から 令和5年8月3日まで		令和5年8月4日
第 6269 回 数字選択式全国自治宝くじナンバーズ3		令和5年7月22日から 令和5年8月4日まで		令和5年8月5日
第 6270 回 数字選択式全国自治宝くじナンバーズ3		令和5年7月25日から 令和5年8月7日まで		令和5年8月8日
第 6271 回 数字選択式全国自治宝くじナンバーズ3		令和5年7月26日から 令和5年8月8日まで		令和5年8月9日
第 6272 回 数字選択式全国自治宝くじナンバーズ3		令和5年7月27日から 令和5年8月9日まで		令和5年8月10日
第 6273 回 数字選択式全国自治宝くじナンバーズ3		令和5年7月28日から 令和5年8月10日まで		令和5年8月11日
第 6274 回 数字選択式全国自治宝くじナンバーズ3		令和5年7月29日から 令和5年8月11日まで		令和5年8月12日
第 6275 回 数字選択式全国自治宝くじナンバーズ3		令和5年8月1日から 令和5年8月14日まで		令和5年8月15日
第 6276 回 数字選択式全国自治宝くじナンバーズ3		令和5年8月2日から 令和5年8月15日まで		令和5年8月16日
第 6277 回 数字選択式全国自治宝くじナンバーズ3		令和5年8月3日から 令和5年8月16日まで		令和5年8月17日
第 6278 回 数字選択式全国自治宝くじナンバーズ3		令和5年8月4日から 令和5年8月17日まで		令和5年8月18日
第 6279 回 数字選択式全国自治宝くじナンバーズ3		令和5年8月5日から 令和5年8月18日まで		令和5年8月19日
第 6280 回 数字選択式全国自治宝くじナンバーズ3		令和5年8月8日から 令和5年8月21日まで		令和5年8月22日
第 6281 回 数字選択式全国自治宝くじナンバーズ3		令和5年8月9日から 令和5年8月22日まで		令和5年8月23日
第 6282 回 数字選択式全国自治宝くじナンバーズ3		令和5年8月10日から 令和5年8月23日まで		令和5年8月24日
第 6283 回 数字選択式全国自治宝くじナンバーズ3		令和5年8月11日から 令和5年8月24日まで		令和5年8月25日
第 6284 回 数字選択式全国自治宝くじナンバーズ3		令和5年8月12日から 令和5年8月25日まで		令和5年8月26日
第 6285 回 数字選択式全国自治宝くじナンバーズ3		令和5年8月15日から 令和5年8月28日まで		令和5年8月29日
第 6286 回 数字選択式全国自治宝くじナンバーズ3		令和5年8月16日から 令和5年8月29日まで		令和5年8月30日
第 6287 回 数字選択式全国自治宝くじナンバーズ3		令和5年8月17日から 令和5年8月30日まで		令和5年8月31日
第 6288 回 数字選択式全国自治宝くじナンバーズ3		令和5年8月18日から 令和5年8月31日まで		令和5年9月1日

(ナンバーズ3)

別表

(トンバーズ3)

名称	発注総額及び口数	発注期間	抽せん期日	当せん金の支払開始期日
第 6289 回 数字選択式全国自治室<トンバーズ3		令和5年8月19日 から 令和5年9月1日 まで		令和5年9月2日
第 6290 回 数字選択式全国自治室<トンバーズ3		令和5年8月22日 から 令和5年9月4日 まで		令和5年9月5日
第 6291 回 数字選択式全国自治室<トンバーズ3		令和5年8月23日 から 令和5年8月23日 まで		令和5年9月6日
第 6292 回 数字選択式全国自治室<トンバーズ3		令和5年8月24日 から 令和5年9月6日 まで		令和5年9月7日
第 6293 回 数字選択式全国自治室<トンバーズ3		令和5年8月25日 から 令和5年9月7日 まで		令和5年9月8日
第 6294 回 数字選択式全国自治室<トンバーズ3		令和5年8月26日 から 令和5年9月8日 まで		令和5年9月9日
第 6295 回 数字選択式全国自治室<トンバーズ3		令和5年8月29日 から 令和5年8月30日 まで		令和5年9月12日
第 6296 回 数字選択式全国自治室<トンバーズ3		令和5年8月30日 から 令和5年9月12日 まで		令和5年9月13日
第 6297 回 数字選択式全国自治室<トンバーズ3		令和5年8月31日 から 令和5年9月13日 まで		令和5年9月14日
第 6298 回 数字選択式全国自治室<トンバーズ3		令和5年9月1日 から 令和5年9月14日 まで		令和5年9月15日
第 6299 回 数字選択式全国自治室<トンバーズ3		令和5年9月2日 から 令和5年9月15日 まで		令和5年9月16日
第 6300 回 数字選択式全国自治室<トンバーズ3		令和5年9月18日 まで 令和5年9月6日 から		令和5年9月19日
第 6301 回 数字選択式全国自治室<トンバーズ3		令和5年9月6日 から 令和5年9月19日 まで		令和5年9月20日
第 6302 回 数字選択式全国自治室<トンバーズ3		令和5年9月7日 から 令和5年9月20日 まで		令和5年9月21日
第 6304 回 数字選択式全国自治室<トンバーズ3		令和5年9月21日 から 令和5年9月22日 まで		令和5年9月22日
第 6304 回 数字選択式全国自治室<トンバーズ3		令和5年9月9日 から 令和5年9月22日 まで		令和5年9月23日
第 6305 回 数字選択式全国自治室<トンバーズ3		令和5年9月12日 から 令和5年9月25日 まで		令和5年9月26日
第 6306 回 数字選択式全国自治室<トンバーズ3		令和5年9月13日 から 令和5年9月26日 まで		令和5年9月27日
第 6307 回 数字選択式全国自治室<トンバーズ3		令和5年9月14日 から 令和5年9月27日 まで		令和5年9月28日
第 6308 回 数字選択式全国自治室<トンバーズ3		令和5年9月15日 から 令和5年9月28日 まで		令和5年9月29日
第 6309 回 数字選択式全国自治室<トンバーズ3		令和5年9月16日 から 令和5年9月29日 まで		令和5年9月30日
第 6310 回 数字選択式全国自治室<トンバーズ3		令和5年9月19日 から 令和5年10月2日 まで		令和5年10月3日
第 6311 回 数字選択式全国自治室<トンバーズ3		令和5年9月20日 から 令和5年10月3日 まで		令和5年10月4日
第 6312 回 数字選択式全国自治室<トンバーズ3		令和5年9月21日 から 令和5年10月4日 まで		令和5年10月5日
第 6313 回 数字選択式全国自治室<トンバーズ3		令和5年9月22日 から 令和5年10月5日 まで		令和5年10月6日

別表

(トンバーズ3)

名称	発注総額及び口数	発注期間	抽せん期日	当せん金の支払開始期日
第 6314 回 数字選択式全国自治室<トンバーズ3		令和5年9月23日 から 令和5年10月6日 まで		令和5年10月7日
第 6315 回 数字選択式全国自治室<トンバーズ3		令和5年9月26日 から 令和5年10月9日 まで		令和5年10月10日
第 6316 回 数字選択式全国自治室<トンバーズ3		令和5年9月27日 から 令和5年10月10日 まで		令和5年10月11日
第 6317 回 数字選択式全国自治室<トンバーズ3		令和5年9月28日 から 令和5年10月11日 まで		令和5年10月12日
第 6318 回 数字選択式全国自治室<トンバーズ3		令和5年9月29日 から 令和5年10月12日 まで		令和5年10月13日
第 6319 回 数字選択式全国自治室<トンバーズ3		令和5年9月30日 から 令和5年10月13日 まで		令和5年10月14日
第 6320 回 数字選択式全国自治室<トンバーズ3		令和5年10月3日 から 令和5年10月16日 まで		令和5年10月17日
第 6321 回 数字選択式全国自治室<トンバーズ3		令和5年10月4日 から 令和5年10月17日 まで		令和5年10月18日
第 6322 回 数字選択式全国自治室<トンバーズ3		令和5年10月5日 から 令和5年10月18日 まで		令和5年10月19日
第 6323 回 数字選択式全国自治室<トンバーズ3		令和5年10月6日 から 令和5年10月19日 まで		令和5年10月20日
第 6324 回 数字選択式全国自治室<トンバーズ3		令和5年10月7日 から 令和5年10月20日 まで		令和5年10月21日
第 6325 回 数字選択式全国自治室<トンバーズ3		令和5年10月20日 まで 令和5年10月10日 から		令和5年10月24日
第 6326 回 数字選択式全国自治室<トンバーズ3		令和5年10月23日 から 令和5年10月11日 から		令和5年10月25日
第 6327 回 数字選択式全国自治室<トンバーズ3		令和5年10月12日 から 令和5年10月24日 まで		令和5年10月26日
第 6328 回 数字選択式全国自治室<トンバーズ3		令和5年10月13日 から 令和5年10月25日 まで		令和5年10月27日
第 6329 回 数字選択式全国自治室<トンバーズ3		令和5年10月14日 から 令和5年10月27日 まで		令和5年10月28日
第 6330 回 数字選択式全国自治室<トンバーズ3		令和5年10月17日 から 令和5年10月30日 まで		令和5年10月31日
第 6331 回 数字選択式全国自治室<トンバーズ3		令和5年10月18日 から 令和5年10月31日 まで		令和5年11月1日
第 6332 回 数字選択式全国自治室<トンバーズ3		令和5年10月19日 から 令和5年11月1日 まで		令和5年11月2日
第 6333 回 数字選択式全国自治室<トンバーズ3		令和5年10月20日 から 令和5年11月2日 まで		令和5年11月3日
第 6334 回 数字選択式全国自治室<トンバーズ3		令和5年11月2日 まで 令和5年10月21日 から		令和5年11月4日
第 6335 回 数字選択式全国自治室<トンバーズ3		令和5年11月3日 から 令和5年11月6日 まで		令和5年11月7日
第 6336 回 数字選択式全国自治室<トンバーズ3		令和5年10月25日 から 令和5年11月7日 まで		令和5年11月8日
第 6337 回 数字選択式全国自治室<トンバーズ3		令和5年10月26日 から 令和5年11月8日 まで		令和5年11月9日
第 6338 回 数字選択式全国自治室<トンバーズ3		令和5年10月27日 から 令和5年11月9日 まで		令和5年11月10日